

府中市教育委員会

学校生活における児童・生徒等のマスクの着用の考え方について

日頃から本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

このことについて、文部科学省より、令和4年5月24日付で「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」が示されました。

このことにより、市立学校における基本的な感染症対策は何ら変更するものではありません。しかしながら、マスクの着用に関し、これから気温・湿度が高くなることから、熱中症のリスクも高くなることが懸念されます。また、マスクの着用の有無により児童・生徒が誹謗中傷を受けるようなことなどがないようにするなど、人権への配慮が求められます。

これらを受けて、特にこれから夏季を迎えるに当たり、学校生活における児童・生徒等のマスクの着用について、下記のとおり、改めて留意する点をまとめ、各学校での指導を徹底してまいります。

本市の対応について、御理解いただくとともに、保護者の皆様にも御家庭における感染症対策の徹底に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 基本的な感染症対策の徹底

市立学校における基本的な感染症対策は、何ら変更するものではありません。引き続き、次の基本的な感染症対策を徹底します。

- 3密の回避（3つの密（密閉、密集、密接）が重なることを避けるとともに、できる限りそれぞれの密も避ける。）、正しい手洗い、咳エチケット（原則、不織布マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック
- 常時換気又は30分に1回の換気
- 教室等の清掃又は消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）

2 学校生活におけるマスクの着用が不要な場面

マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、各学校では、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先しています。特にこれから夏季を迎えるに当たり、学校生活においてマスクの着用が不要な場面の例を以下に示します。

- 熱中症のリスクが高い夏季における登下校時
- 屋外の校庭に限らず、屋内の体育館・プール等を含め、体育の授業や運動会、部活動における運動時
- 休み時間における運動遊びや、屋外での会話をほとんど行わない教育活動 等

※ なお、これらの場面でも、様々な理由からマスクの着用を希望する児童・生徒に対しては、熱中症対策を講じた上で適切な配慮をいたします。

3 マスクの着用の有無による偏見や差別の防止

これまで、各学校では、新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見について、適切な行動がとれるよう児童・生徒へ指導しています。マスクの着用に関しても、次の点について、児童・生徒の発達の段階に応じて指導します。

(1) 教室における授業などマスクの着用が求められる場面

病気や障害等、様々な事情からマスクを着用したくてもできない人がいること。そのため、マスクを外していることをもって、偏見や差別につながるような行為は許されるものではないこと。

(2) マスクの着用が不要な場面

感染症の不安等からマスクを着用している人に対し、偏見や差別が起きることがないようにすること。

4 学校と家庭との緊密な連携による取組の徹底

(1) 家庭内での感染を防ぎ、外から校内にウイルスを持ち込まないために、次の基本的な感染防止策の実施と、児童・生徒等に発熱等の症状があるとき、同居する御家族に感染の疑いがあるとき（発熱した場合やPCR検査を受ける場合など）には、無理をして登校しないことを改めてお願いします。

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）の徹底
- 毎朝検温、健康観察の実施
- 十分な換気の実施
- 手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）の消毒及び清掃

(2) 児童・生徒を、偏見や差別から守るには、差別的な言動に同調しないことが大切です。様々な機会を捉えて御家庭でも話題にしてください。

(3) 学校では、感染者、濃厚接触者とその家族、ワクチン接種の有無、マスク着用の有無などに対し、偏見や差別につながるような行為は許されるものではないことを指導しています。保護者の皆様にも御理解いただき、御家庭でもお子様にお話してください。

5 その他

今後、国や東京都の要請等により本通知の内容に変更が生じた場合は、別途通知します。

[問合せ]

(市の対応等について)

府中市教育委員会教育部指導室

TEL 042(335)4063

(学校の対応等について)

府中市立府中第七小学校

TEL 042(363)9137